様式第９号（第６条関係）

（１面）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険薬局 | 医療機関コード | 　 |
| 名称 | 　 |
| 所在地 | （〒　　　－　　　　）　（電話番号） |
| 開設者 | 住所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 生年月日 |  | 職名 |  |
| 薬剤師の氏名 |  | 経歴 |  |
| 調剤のために必要な設備及び施設の概要 |  |
| 申請締切日の属する月の翌月１日以外の指定日を希望する場合、年月日及びその理由 | 年　　月　　日[理由］ |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第１項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）としての指定を受けるため、上記のとおり申請します。　また、同法第59条第３項で準用する同法第36条第３項の規定による指定を受けることができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。年　　月　　日開設者住所氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　広島県知事　様 |

注　１　育成医療又は更生医療単独で指定を希望する場合は、「育成医療・更生医療」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

　　２　保険薬局の指定通知（写）を添付すること。なお、指定申請中の場合は、中国四国厚生局長に提出した指定申請書（写）を添付すること。

 ３ 薬剤師の経歴書及び薬剤師免許証の写しを添付すること。

 ４ 薬局の見取図を添付すること。

 ５ 設備概要等を添付すること。

（２面）

（誓約内容に係る参考事項）

　障害者総合支援法第59条第３項で準用する同法第36条第３項の規定による指定を受けることができない者

１　第４号関係

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

２　第５号及び第５号の２関係

障害者総合支援法及びその他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

３　第６号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（次の⑴及び⑵に掲げる場合には、それぞれ⑴又は⑵に定める者を含む。）。

⑴　指定を取り消された者が法人である場合

当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないもの。

⑵　指定を取り消された者が法人でない場合

　　　当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないもの。

４　第８号関係

障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないもの。

５　第９号関係

障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないもの。

６　第10号関係

第８号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないもの。

７　第11号関係

指定の申請前５年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

８　第12号関係

役員等のうちに第４号から第６号まで又は第８号から第11号までのいずれかに該当する者のある法人。

９　第13号関係

管理者が第４号から第６号まで又は第８号から第11号までのいずれかに該当する者。